

旧	新	備考（変更箇所）
<p style="text-align: right;"></p> <p style="text-align: center;">ピカラモバイル通信サービス契約約款</p> <p style="text-align: center;">2024年9月1日</p> <p style="text-align: center;">株式会社 STNet</p>	<p style="text-align: right;"></p> <p style="text-align: center;">ピカラモバイル通信サービス契約約款</p> <p style="text-align: center;"><u>2024年10月1日</u></p> <p style="text-align: center;">株式会社 STNet</p>	<p style="text-align: center;">適用日の変更</p>

旧	新	備考（変更箇所）																	
<p>第1表 料金</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1 2以外のもの</p> <p>1-1 適用</p> <p>(3) 特定の契約を条件とする利用料の割引の適用（でんきと一っしょ割）</p> <p>ア 特定の契約を条件とする利用料の割引（以下「でんきと一っしょ割」といいます。）とは、本契約者（名義が個人のものに限ります。）の住所と同一の場所において四国電力株式会社（以下「四国電力」といいます。）の対象電気プラン（イに定めるものをいいます。）に係る電気供給契約（以下「対象電気契約」といいます。）が存すること、若しくは対象電気契約の申込を行っていることを条件に、ピカラモバイル通信サービス（Aプラン、Dプラン、Sプランの全てのタイプをいいます。ただし、ピカラモバイル IoT SIMに係るものは除きます。）の利用料〔基本額〕（以下「基本利用料」といいます。）の税込価額から、次表に定める額（基本利用料の額が次表に定める額に満たない場合は、その基本利用料の額とします。）の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="388 989 1172 1073"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1 契約者回線ごとの月額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> <td style="text-align: center;">110 円</td> </tr> </table> <p>イ でんきと一っしょ割に係る対象電気プランとは、次のものをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="388 1163 1172 1297"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">対象電気プラン</td> <td>おトク e プラン</td> </tr> <tr> <td>でんか e プラン</td> </tr> <tr> <td>でんか e マンションプラン</td> </tr> </table>	1 契約者回線ごとの月額		割引額	110 円	対象電気プラン	おトク e プラン	でんか e プラン	でんか e マンションプラン	<p>第1表 料金</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1 2以外のもの</p> <p>1-1 適用</p> <p>(3) 特定の契約を条件とする利用料の割引の適用（でんきと一っしょ割）</p> <p>ア 特定の契約を条件とする利用料の割引（以下「でんきと一っしょ割」といいます。）とは、本契約者（名義が個人のものに限ります。）の住所と同一の場所において四国電力株式会社（以下「四国電力」といいます。）の対象電気プラン（イに定めるものをいいます。）に係る電気供給契約（以下「対象電気契約」といいます。）が存すること、若しくは対象電気契約の申込を行っていることを条件に、ピカラモバイル通信サービス（Aプラン、Dプラン、Sプランの全てのタイプをいいます。ただし、ピカラモバイル IoT SIMに係るものは除きます。）の利用料〔基本額〕（以下「基本利用料」といいます。）の税込価額から、次表に定める額（基本利用料の額が次表に定める額に満たない場合は、その基本利用料の額とします。）の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1611 989 2395 1073"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1 契約者回線ごとの月額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> <td style="text-align: center;">110 円</td> </tr> </table> <p>イ でんきと一っしょ割に係る対象電気プランとは、次のものをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1611 1163 2395 1346"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">対象電気プラン</td> <td>おトク e プラン</td> </tr> <tr> <td>でんか e プラン</td> </tr> <tr> <td>でんか e マンションプラン</td> </tr> <tr> <td><u>昼トク e プラン</u></td> </tr> </table>	1 契約者回線ごとの月額		割引額	110 円	対象電気プラン	おトク e プラン	でんか e プラン	でんか e マンションプラン	<u>昼トク e プラン</u>	<p>でんきと一っしょ割対象プランの追加</p>
1 契約者回線ごとの月額																			
割引額	110 円																		
対象電気プラン	おトク e プラン																		
	でんか e プラン																		
	でんか e マンションプラン																		
1 契約者回線ごとの月額																			
割引額	110 円																		
対象電気プラン	おトク e プラン																		
	でんか e プラン																		
	でんか e マンションプラン																		
	<u>昼トク e プラン</u>																		

旧	新	備考（変更箇所）
	<p style="text-align: center;">第13章 雑則</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第67条 申込者又は契約者（共に法人の場合を含む）は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ 将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。</p> <p>(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動など標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団などその他これらに準じる者（以下「暴力団員など」といいます。）であること。</p> <p>(2) 暴力団員などが経営を支配していると認められる組織等との関係を有すること。</p> <p>(3) 暴力団員などが経営に実質的に関与していると認められる組織等との関係を有すること。</p> <p>(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員などを利用していると認められる組織等との関係を有すること。</p> <p>(5) 暴力団員などに対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員などと社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>2 申込者又は契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3 当社は、申込者又は契約者が前項に規定する事項に反すると相当な理由をもって疑われるときは、申込者又は契約者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、申込者又は契約者は、これに応じるものとします。この場合において、当社は申込者又は契約者に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、申込者又は契約者は、これに応じるものとします。</p> <p>4 当社は、申込者又は契約者が第1項各号のいずれかに該当する若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、又は前項に規定する調査などに応じない若しくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、契約の申込みを承諾すること又は契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、契約の申込みを承諾しないこと又は契約を解約することが出来るものとします。</p> <p>5 申込者又は契約者は、前項の適用により、申込者又は契約者自身に損害などが生じた場合であっても、当社に対し、当該損害などの賠償を請求しないものとします。</p>	<p>条項号の追加</p>

旧	新	備考（変更箇所）
	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正約款は、2024年10月1日から実施します。</p>	<p>附則の追加</p>